

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【公開番号】特開2010-209507(P2010-209507A)

【公開日】平成22年9月24日(2010.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-038

【出願番号】特願2010-31306(P2010-31306)

【国際特許分類】

D 0 6 M	15/356	(2006.01)
C 0 8 K	3/10	(2006.01)
C 0 8 L	39/04	(2006.01)
C 0 8 L	101/00	(2006.01)
C 0 8 F	226/06	(2006.01)
D 0 6 M	15/263	(2006.01)
D 0 6 M	11/65	(2006.01)

【F I】

D 0 6 M	15/21	A
C 0 8 K	3/10	
C 0 8 L	39/04	
C 0 8 L	101/00	
C 0 8 F	226/06	
D 0 6 M	15/263	
D 0 6 M	11/65	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年5月27日(2014.5.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

織物を処理するのに有用な組成物であって、

当該組成物は4～6のpHを有し、かつ銀イオンとコポリマーとの複合体およびポリエスチルポリウレタンを含み；

当該コポリマーは、

(a) N-ビニルイミダゾールであるモノマーXの重合単位を69～92重量%；並びに
(b) (メタ)アクリル酸；

化学式C_nH_{2n+1}=C(-R)-C(=O)-O-(CH₂-CH₂-O)_n-R' (式中nは2以上；Rはメチル基もしくは水素であり；並びにR'はC₁-C₆アルキル基を表す。)によって表される重合された少なくとも2つのエチレンオキシド単位の(メタ)アクリロイルエステル；並びに、

スルホン酸官能基を含む(メタ)アクリロイルエステル；

から選択されるモノマーYの重合単位を8～31重量%含み、

コポリマーが、全コポリマー重量を基準にして5重量%～15重量%の銀を含む、織物を処理するのに有用な組成物。

【請求項2】

モノマーYが、重合された少なくとも3つのエチレンオキシド単位の(メタ)アクリロ

イルエステルから選択され、前記（メタ）アクリロイルエステルは下記化学式によって表される、請求項1に記載の組成物：

$\text{C}_2\text{H}_2 = \text{C}(-\text{R}) - \text{C}(=\text{O}) - \text{O} - (\text{C}_2\text{H}_2 - \text{C}_2\text{H}_2 - \text{O})_n - \text{R}'$
 (式中 n は 3 以上； R はメチル基もしくは水素であり；並びに R' は C₁ - C₆ アルキル基を表す。)。

【請求項3】

重合されたエチレンオキシド単位が 250 ~ 600 の Mn を有する、請求項2記載の組成物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

本発明は、織物を処理するのに有用な組成物に関する。本組成物は銀イオンとコポリマーとの複合体を含み、当該コポリマーは (a) 少なくとも 1 つの窒素原子を有する不飽和もしくは芳香族の複素環式基から選択される置換基を有するエチレン性不飽和化合物であるモノマー X の重合単位を 60 ~ 95 重量%、および (b) カルボン酸、有機硫酸、スルホン酸、ホスホン酸、および重合されたエチレンオキシド単位を含むエステルから選択されるエチレン性不飽和化合物であるモノマー Y の重合単位を 5 ~ 40 重量% 含む。本発明はさらに、織物を前記組成物と、好ましくは水性媒体中で、接触させることにより、織物を処理する方法に関する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

本発明のある実施形態においては、モノマー Y はカルボン酸、有機硫酸 (organo sulfuric acid)、スルホン酸、ホスホン酸、および重合されたエチレンオキシド単位のエステル、並びにこれらの組み合わせから選択される。本発明のある実施形態においては、重合されたエチレンオキシド単位のエステルは、少なくとも 2 単位、あるいは少なくとも 3 単位、あるいは少なくとも 4 単位、あるいは少なくとも 5 単位、あるいは少なくとも 6 単位のエチレンオキシドを含む。エチレンオキシド重合単位の数は、重合エチレンオキシド鎖の Mn から算出される。本発明のある実施形態においては、重合されたエチレンオキシド単位のエステルは (メタ) アクリロイルエステルである。本発明のある実施形態においては、重合されたエチレンオキシド単位は、一方の末端が C₁ - C₆ アルキル基でキャップされる。本発明のある実施形態においては、重合されたエチレンオキシド単位は 100 ~ 3000 の Mn を有する。本発明のある実施形態においては、重合されたエチレンオキシド単位は 200 ~ 1000、あるいは 250 ~ 600、あるいは 300 ~ 500 の Mn を有する。本発明のある実施形態においては、モノマー Y はアクリル酸 (AA)、メタクリル酸 (MAA)、イタコン酸、マレイン酸、フマル酸、2-アクリルアミド - 2-メチルプロパンスルホン酸、およびそのナトリウム塩、並びにこれらの組み合わせから選択される。この実施形態のある態様においては、コポリマーは、他のエチレン性不飽和モノマー、例えば、(メタ) アクリラートエステル、ビニルエステル、(メタ) アクリルアミドをさらに含む。少量の疎水性モノマー、例えば、(メタ) アクリル酸高級アルキル (例えば、C-4 以上) が、水溶解度を悪化させない範囲まで存在することができる。(メタ) アクリラートエステルには、混合エチレン / プロピレンオキシドのエステルを挙げることができ、ただし、エチレンオキシド残基はエチレン / プロピレンオキシド残基の少なくとも 50 重量% (あるいは少なくとも 75%、あるいは少なくとも 90

%)であるか、または混合エチレン／プロピレンオキシド残基のエステルはコポリマーの20重量%以下、あるいは15%以下、あるいは10%以下である。本発明のある実施形態においては、混合エチレン／プロピレンオキシド残基は少なくとも150、あるいは少なくとも300のMnを有する。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

一般的なサンプル製造手順：

処理されるべき基体の湿潤ピックアップ(wet pick-up)は標準的な水道水を用いて決定された。測定された湿潤ピックアップは、基体における所望の乾燥処理量を提供するために浴溶液中に必要とされる銀含有コポリマーの量を決定するために使用された。好適な重量の銀含有コポリマーが水道水に添加され(pHは~2である)、次いで塩基(AMP-95または25%の炭酸ナトリウム溶液)を用いてpHがpH~5に調節された。他の成分は好適な量で添加された。この溶液は均一になるまで標準的なエアミキサーを用いて混合された。ポリウレタン添加剤が使用される場合には、ポリウレタン添加剤は銀含有ポリマーが添加された後で添加され、次いでpH調整がなされる。処理されるべき基体がその浴溶液に通されて、次いで2ニップロールを通されて過剰な溶液を絞り出した。処理され、乾燥させられた基体はAg含有量および/または有効性試験を受ける。